

(別記様式第 1 号)

| | |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 2 年度 |
| 変更年度 | 令和 5 年度 |
| 計画主体 | 曾於市 |

曾於市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：曾於市農政課
所在地：曾於市末吉町二之方 1 9 8 0 番地
電話番号：0986-76-8808 (直通)
F A X 番号：0986-76-7285
メールアドレス：nosei@city.soo.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--|
| 対象鳥獣 | イノシシ, タヌキ, ウサギ, シカ, アナグマ, カラス, スズメ, ヒヨドリ, サル |
| 計画期間 | 令和3年度～令和5年度 |
| 対象地域 | 市内全域 |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和元年度) (単位:千円/ha)

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|---------------|----------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稻 | 219千円 0.24ha |
| | 飼料作物 (とうもろこし) | 581千円 0.8ha |
| | いも類 (サツマイモ) | 5,692千円 5.2ha |
| | 計 | 6,492千円 6.24ha |
| タヌキ | 飼料作物 (とうもろこし) | 152千円 0.21ha |
| ウサギ | 水稻 | 384千円 0.42ha |
| シカ | 飼料作物 (イタリアン) | 138千円 0.25ha |
| アナグマ | — | 0千円 0.00ha |
| カラス | 野菜 (すいか) | 502千円 0.12ha |
| | いも類 (サツマイモ) | 248千円 0.19ha |
| | 計 | 749千円 0.31ha |
| スズメ | 水稻 | 168千円 0.18ha |
| ヒヨドリ | 野菜 (キャベツ) | 463千円 0.12ha |
| 合計 | | 8,547千円 7.73ha |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

イノシシによる被害は末吉町南之郷地区, 大隅町・財部町は全域に及んでおり, 飼料用とうもろこしは8月から11月, さつまいもは6月から10月の収穫期にかけて食害が多い。水稻は, 10月の収穫期に多い。被害の傾向としては, 今後被害面積・被害額ともに増加すると思われる。

【タヌキ】

タヌキによる被害は市内全域に及んでおり, 特にとうもろこし (飼料用) は6月から10月にかけて発生している。また, 家畜農家の配合飼料

の食害もある。被害の傾向としては、ほぼ毎年横ばい状況である。

【ウサギ】

ウサギによる被害は水稲で6月の苗の定植後にかけて市内全域で、また果樹の苗木等にも発生している。被害の傾向としては、ほぼ毎年横ばい状況である。

【シカ】

シカによる被害は、平成25年度初めて財部町の山間部（霧島市側）を中心に飼料作物（とうもろこし）で6月から10月にかけて発生している。被害の傾向としては、今後被害面積・被害額ともに増加すると思われる。

【アナグマ】

アナグマによる被害は、7～8月のスイカの収穫時期に被害が発生している。被害の傾向としては、ほぼ毎年横ばい状況である。

【カラス】

カラスによる被害は年間を通して市内全域に及んでおり、特にすいか、さつまいもで発生している。また、マルチビニールの破損もある。被害の傾向としては、ほぼ毎年横ばい状況である。

【スズメ】

スズメによる被害は、9月から11月の収穫時にかけて市内全域で水稲に発生している。被害の傾向としては、ほぼ毎年横ばい状況である。

【ヒヨドリ】

ヒヨドリによる被害は、市内全域に及んでおり特に11月から3月にかけてハクサイ、キャベツ等の定植期に発生している。被害傾向としては、年によって異なる。

【サル】

大隅町を中心に10頭以上の群れが徘徊したことから、今後同様の事例発生と同時に、甘藷等の農作物への被害が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

(単位:千円/ha)

| 指標 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和5年度) | 軽減率 (%) |
|------|----------------|----------------|---------|
| イノシ | 6,492千円 6.24ha | 4,544千円 4.37ha | 30.0 |
| タヌキ | 152千円 0.21ha | 106千円 0.15ha | 30.0 |
| ウサギ | 384千円 0.42ha | 269千円 0.29ha | 30.0 |
| シカ | 138千円 0.25ha | 97千円 0.18ha | 30.0 |
| アナグマ | 0千円 0.00ha | 0千円 0.00ha | 0 |
| カラス | 749千円 0.31ha | 524千円 0.22ha | 30.0 |

| | | | |
|------|----------------|----------------|------|
| スズメ | 168千円 0.18ha | 118千円 0.13ha | 30.0 |
| ヒヨドリ | 463千円 0.12ha | 324千円 0.08ha | 30.0 |
| 合 計 | 8,547千円 7.73ha | 5,982千円 5.41ha | 30.0 |

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|---|
| 捕獲等に関する取組 | <p>農家等からの被害報告に基づき、現地を確認し市有害鳥獣捕獲隊長と協議を行った後、有害捕獲指示を行い、有害鳥獣の種類に応じて、捕獲報奨金を支払ってきた。</p> <p>【捕獲報奨金】</p> <p>イノシシ 15,000円/頭 シカ 15,000円/頭 タヌキ 3,400円/頭 アナグマ 3,400円/頭 ウサギ 2,000円/羽 カラス 1,000円/羽</p> <p>捕獲した鳥獣は、食用、捕獲現場での埋設で適切に処理している。また箱わな等を購入し、市有害鳥獣捕獲隊に貸出した。</p> <p>【国庫事業（推進）実績】</p> <p>狩猟免許取得助成 H29年度 14人 H30年度 11人 R元年度 5人</p> <p>捕獲機材の導入 H29年度 箱わな（小）2基 H30年度 箱わな（大）2基</p> | <p>高齢化等により捕獲従事者が減少する懸念があることから、捕獲隊の担い手の確保、育成を早急に図る必要がある。また、耕作者自ら、ワナ免許を取得し、農作物被害の自己防衛に努めて貰う必要もある。</p> <p>また狩猟登録免許税等、捕獲隊員の個人的な財政負担も課題となっている。</p> |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>イノシシ、シカ等を対象に電気柵を設置する場合、費用の1/2以内を市単独事業で補助してきた。</p> | <p>過疎による荒廃農地等の増加に伴う有害鳥獣の個体増から、電気柵の設置による農地の自己防衛がますます重要となっている。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 組 | 【電気柵導入実績】 平成29年度 18基（9,000m×2段） 平成30年度 24基（12,000m×2段） 令和元年度 42基（21,000m×2段） | 市広報等を活用して、鳥獣被害対策についての普及啓発を図り、広範囲な電気柵の設置を推進する必要がある。 |
|---|---|--|

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

| |
|--|
| <p>有害鳥獣の捕獲体制の整備を図りつつ、捕獲による被害防止以外にも、総合的な取組をより推進することで被害防止に努める。</p> <p>① 関係機関と更に連携し、より詳細な被害状況を把握の上、市広報等を活用する等、地域住民に対し自主防除等被害防止対策の普及啓発を推進する。</p> <p>② 電気柵の設置の費用の1/2以内の補助を継続する一方、自治会単位での設置の取組の動きもあることから、電気柵の設置の更なる推進に努める。</p> <p>③ 高齢化等で減少が懸念される捕獲隊員について、令和2年度より市の一般財源で次の施策を開始し、隊員数の確保に努める。 ア) 免許取得試験・講習会受講者に対する補助額上限の嵩上げ（補助額上限5,000円→10,000円）を行う。 イ) 狩猟期において隊員が負担する狩猟登録免許税等についても、費用の1/2を上限に補助する。</p> <p>④ 市有害鳥獣捕獲隊の要望に基づき、箱わなの購入等、同隊への必要な支援を行う。</p> <p>⑤ 地元の要望等に基づき、イノシシ防護柵の設置を市内2箇所（ワイヤーメッシュ柵、総延長3,900m、直営施工）で実施する。</p> |
|--|

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| | |
|--------|-------------------------|
| 曾於市有害鳥 | 被害農家等からの連絡を受けて、市（実施隊）で現 |
|--------|-------------------------|

| | |
|--|--|
| 獣捕獲隊（154人） ・末吉支部34人 ・財部支部41人 ・大隅支部79人 | 地を確認後，関係支部長，捕獲隊長等と協議を行い，市の捕獲指示に基づき，有害鳥獣の捕獲を行う。 またイノシシ，シカ等の大型有害鳥獣の捕獲のため，ライフル銃を使用した捕獲も行う。 |
|--|--|

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|--|--|
| 令和3年度 | イノシシ タヌキ ウサギ シカ アナグマ カラス スズメ ヒヨドリ | 市有害鳥獣捕獲隊への箱わな等の貸出等により，有害鳥獣の捕獲体制の強化を図る。 また，財部町を中心に被害が出ているシカについては，同町内の国有林においても積極的に捕獲活動（イノシシも含む）を実施する。 |
| 令和4年度 | イノシシ タヌキ ウサギ シカ アナグマ カラス スズメ ヒヨドリ | 市有害鳥獣捕獲隊への箱わな等の貸出等により，有害鳥獣の捕獲体制の強化を図る。 また，財部町を中心に被害が出ているシカについては，同町内の国有林においても積極的に捕獲活動（イノシシも含む）を実施する。 |
| 令和5年度 | イノシシ タヌキ ウサギ シカ アナグマ カラス スズメ ヒヨドリ サル | 市有害鳥獣捕獲隊への箱わな等の貸出等により，有害鳥獣の捕獲体制の強化を図る。 また，財部町を中心に被害が出ているシカについては，同町内の国有林においても積極的に捕獲活動（イノシシも含む）を実施する。 |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

【イノシシ】

捕獲実績は、平成29年度155頭、平成30年度517頭、令和元年度312頭となっており生息地域、農作物被害ともに市内全域にみられ、特にいも類・飼料作物等で被害がみられる。

今後は、過疎化による荒廃農地や空家等の増加に伴う生息数の増加により、捕獲数及び農作物の被害報告件数が増加傾向にあり、その傾向は今後も続くものと思慮される。また令和3年度から市一般財源による免許取得試験・講習会受講者に対する補助の嵩上げ等、狩猟免許取得者数の確保・拡大を図る計画から、捕獲計画数は増加を見込んで令和3年度は年間800頭、令和4年度は年間900頭、令和5年度は年間1,000頭と設定し、被害の軽減に努めてきたところであるが、捕獲依頼が多いことに加え、豚熱まん延防止のための捕獲強化に取り組むことにより、捕獲計画数を超える傾向にあるため、令和5年度の捕獲計画数を2,200頭と増頭し、銃器及びわなを使用した捕獲により、捕獲の強化、被害の軽減に努める。

【タヌキ】

捕獲実績は、平成29年度0頭、平成30年度494頭、令和元年度482頭である。生息地域、農作物被害ともに市内全域にみられ、特に飼料用とうもろこし等で被害がみられる。

今後は、過疎化による荒廃農地や空家等の増加に伴う生息数の増加により、捕獲数及び農作物の被害報告件数が増加傾向にあり、その傾向は今後も続くものと思慮される。また令和3年度から市一般財源による免許取得試験・講習会受講者に対する補助の嵩上げ等、狩猟免許取得者数の確保・拡大を図る計画から、捕獲計画数は増加を見込んで令和3年度は年間550頭、令和4年度は年間600頭、令和5年度は年間650頭と設定し、被害の軽減に努めてきたところであるが、捕獲依頼が多く、個体数が減らない状況であることから、被害の増加が懸念されるため、令和5年度の捕獲計画数を1,100頭と増頭し、銃器及びわなを用いて、捕獲の強化、被害の軽減に努める。

【ウサギ】

捕獲実績は、平成29年度0羽、平成30年度42羽、令和元年度43羽であり、生息地域、農作物被害ともに市内全域にみられ、特に水稻において被害がみられる。令和2年度は被害状況に変化はないが、令和3年度から市一般財源による免許取得試験・講習会受講者に対する補助の嵩上げ等、狩猟免

許取得者数の確保・拡大を図る計画から、捕獲計画数は増加を見込んで年間80羽と設定し、被害の軽減に努めてきたところであるが、捕獲依頼が多く、個体数が減らない状況であることから、被害の増加が懸念されるため、令和5年度は年間120羽と増羽し、市内全域を対象に被害発生時において、銃器及びわなを使用した捕獲の強化、被害の軽減に努める。

【シカ】

捕獲実績は、平成25年度に財部地区の霧島市側で初めて2頭捕獲し、平成30年度に32頭、令和元年度は35頭であり、飼料作物で被害がみられる。今後は増加傾向にあることに加え、令和2年度より財部町にある国有林内での積極的な捕獲の開始、令和3年度から市一般財源による免許取得試験講習会受講者に対する補助の嵩上げ等、狩猟免許取得者数の確保・拡大を図る計画から、捕獲計画数は増加を見込んで令和3年度は年間150頭、令和4年度は年間200頭、令和5年度は年間250頭と設定し、銃器及びわなによる捕獲で被害の軽減に努める。

【アナグマ】

捕獲実績は、統計をとりはじめた平成30年度は135頭、令和元年度117頭となっている。生息地域、農作物被害ともに市内全域にみられ、特にスイカの収穫期等で被害がみられる。しかし令和2年度において農作物の被害報告件数が増加傾向にあることに加え、令和3年度から市一般財源による免許取得試験・講習会受講者に対する補助の嵩上げ等、狩猟免許取得者数の確保・拡大を図る計画から、捕獲計画数は増加を見込んで令和3年度は年間370頭、令和4年度は年間410頭、令和5年度は年間450頭と設定し、被害の軽減に努めてきたが、捕獲の依頼が多く個体数が減らない状況であることから、被害の増加が懸念されるため、令和5年度の捕獲計画数を年間500頭と増頭し、銃器及びわなを用いて捕獲の強化、被害の軽減に努める。

【カラス】

捕獲実績については、平成29年度0羽、平成30年度55羽、令和元年度55羽となっている。しかし市内におけるカラスの羽数が多いことに加え、市内の複数の農家等がカラスの捕獲を主な目的に猟銃免許を新規に取得しており、市有害鳥獣捕獲隊に新規加入する見込があることから、令和3年度は700羽、令和4年度以降は950羽と設定し、被害の努めてきたところであるが、個体数が減らない状況であることから、被害の増加が懸念されるため、令和5年度を年間1,200羽と増羽し、捕獲の強化、被害の軽減に努める。

【スズメ】

捕獲実績はないが、生息地域、農作物被害ともに市内全域にみられ、特に水稻収穫時に被害がみられる。被害状況に変化はないが、令和3年度か

ら市一般財源による免許取得試験・講習会受講者に対する補助の嵩上げ等、狩猟免許取得者数の確保・拡大を図る計画から、捕獲計画数は増加を見込んで年間250羽と設定し、銃器等を使用した捕獲により被害の減少に努める。

【ヒヨドリ】

捕獲実績はないが、生息地域、農作物被害ともに市内全域にみられ、特に野菜等で被害がみられる。被害状況は年によって異なるが令和3年度から市一般財源による免許取得試験・講習会受講者に対する補助の嵩上げ等、狩猟免許取得者数の確保・拡大を図る計画から、捕獲計画数は増加を見込んで年間250羽と設定し、銃器等を使用した捕獲により被害の減少に努める。

【サル】

捕獲実績はないが、大隅町を中心に10頭以上の群れが徘徊したことから、今後同様の事例発生と同時に、甘藷等の農作物への被害が懸念されるため、令和5年度の捕獲計画数を10頭と設定し、被害の発生を防ぐ。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、0.生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|------|--------|-------|--------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| イノシシ | 800頭 | 900頭 | 2,200頭 |
| タヌキ | 550頭 | 600頭 | 1,100頭 |
| ウサギ | 80羽 | 80羽 | 120羽 |
| シカ | 150頭 | 200頭 | 250頭 |
| アナグマ | 370頭 | 410頭 | 500頭 |
| カラス | 700羽 | 950羽 | 1,200羽 |
| スズメ | 250羽 | 250羽 | 250羽 |
| ヒヨドリ | 250羽 | 250羽 | 250羽 |
| サル | - | - | 10頭 |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| 捕獲等の取組内容 |
|--|
| イノシシ、タヌキ、ウサギ、シカ、アナグマ、カラスについては曾於市内を対象地域として、銃器やわなを用いた捕獲を行っている。その他の鳥獣については、被害発生後関係機 |

関・団体と連携を図り銃器やわなでの有害鳥獣捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

イノシシ、シカ等の大型有害鳥獣による被害が市内一円において近年増加傾向にあることから、これを捕獲するため、ライフル銃を使用した捕獲も通年、市内一円で行う。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| | 該当なし |

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|---------------------|--|--|--|
| | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| イノシシ、シカ等 (市単独事業) | 電気柵（2 段） 設置計画延長 29,400m (内訳) ① 500m × 54 基 ② 800m × 3 基 | 電気柵（2 段） 設置計画延長 29,400m (内訳) ① 500m × 54 基 ② 800m × 3 基 | 電気柵（2 段） 設置計画延長 29,400m (内訳) ① 500m × 54 基 ② 800m × 3 基 |
| イノシシ | | ① ワイヤーマット | |

| | | | |
|-----------------|--|---|--|
| 県補助事業 (国庫事業) | | シュ柵1,400m (大隅町月野 ・小久保地区, 5ha, 10戸, 直 営施工) ② ワイヤメッ シュ柵2,500m (財部町北俣 ・大峯地区, 23ha, 20戸, 直 営施工) | |
|-----------------|--|---|--|

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|--|---|
| 令和3年度 | イノシシ, タヌキ, ウサギ, シカ, アナグマ, カラス, スズメ, ヒヨドリ | 関係機関・団体が行う座談会・地区別説明会等などにおいて、農作物残さの適正処理、耕作放棄地の解消の普及・啓発を行い、鳥獣が住みづらい環境整備を図る。また、電気柵（侵入防止柵）の設置・管理指導を行う。なお、市広報誌等も積極的に活用し市民に対する普及・啓発も行う。 |
| 令和4年度 | イノシシ, タヌキ, ウサギ, シカ, アナグマ, カラス, スズメ, ヒヨドリ | 関係機関・団体が行う座談会・地区別説明会等などにおいて、農作物残さの適正処理、耕作放棄地の解消の普及・啓発を行い、鳥獣が住みづらい環境整備を図る。また、電気柵（侵入防止柵）の設置・管理指導を行う。なお、市広報誌等も積極的に活用し市民に対する普及・啓発も行う。 |
| 令和5年度 | イノシシ, タヌキ, ウサギ, シカ, アナグマ, カラス, スズメ, ヒヨドリ, サル | 関係機関・団体が行う座談会・地区別説明会等などにおいて、農作物残さの適正処理、耕作放棄地の解消の普及・啓発を行い、鳥獣が住みづらい環境整備を図る。また、電気柵（侵入防止柵）の設置・管理指導を行う。なお、市広報誌等も積極的に活用し市民に対する普及・啓発も行う。 |

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

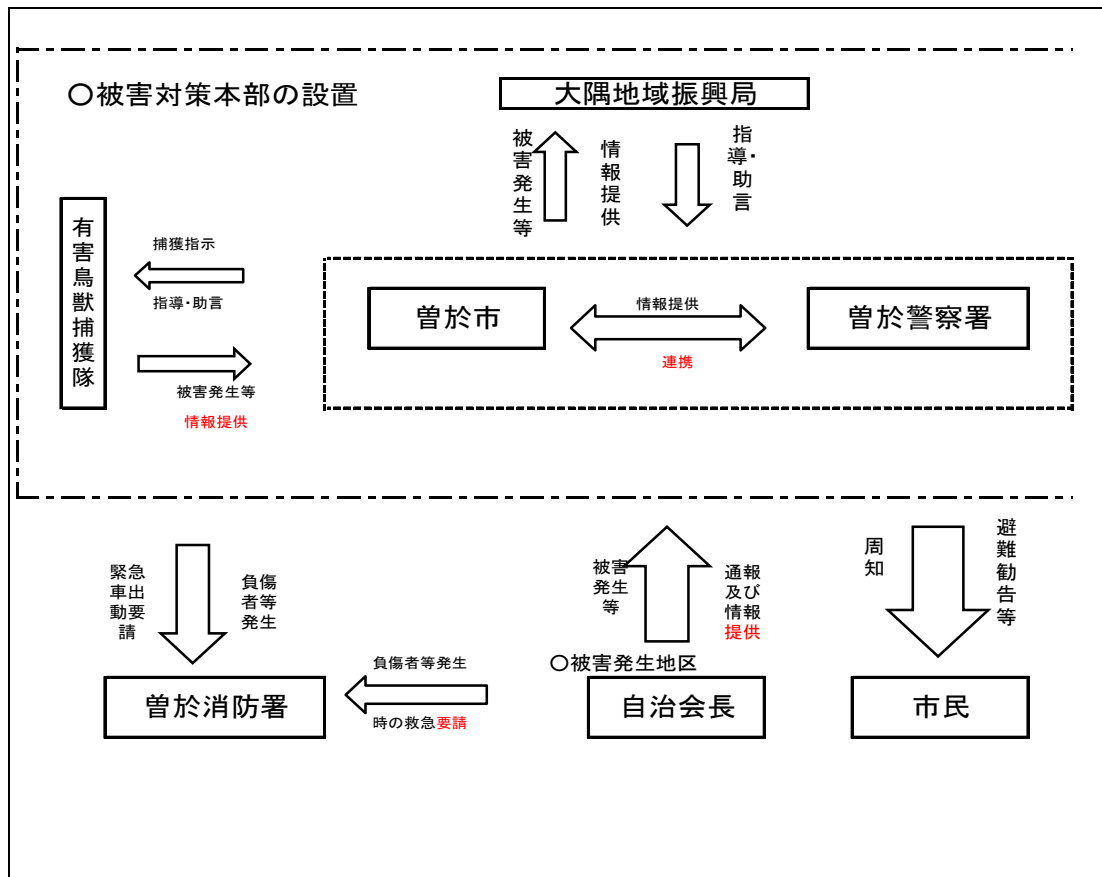
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|------------------------|--|
| 曾於市役所 | 被害対策本部の設置 人的被害等の情報収集 市民に対する周知（避難等の勧告） 関係機関との連絡・調整 捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施 |
| 大隅地域振興局農林水産部 | 関係法令及び被害防止対策の指導 |
| 曾於警察署 | 市民の安全確保（避難等の勧告） 銃器使用捕獲時の指導・助言 市民からの被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の市への提供 |
| 曾於地区消防組合 | 負傷者等発生時の救急車の出動 |
| 曾於市有害鳥獣捕獲隊 曾於市内各猟友会 | 加害鳥獣の緊急捕獲 被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供 |
| たからべ森の学校 | ジビエ利活用に向けた情報提供 |
| 自治会代表者 | 被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供 |

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「曾於市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱」に基づき捕獲後、速やかに埋設処理を行うなど適正に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

令和3年度において、民間（たからべ森の学校）において「わなオーナー制度」を実施することでジビエの提供販路を市外にも拡大し、これに対して市一般財源にて補助を実施する。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 曾於市有害鳥獣被害防止対策協議会 |
|--------------|--|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 曾於市役所 | 事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整及び被害防止対策指導等の啓発活動を行う。 |
| 曾於市内各猟友会 | 農家等への有害鳥獣関連の情報提供と捕獲の実施を行う。 |
| そお鹿児島農協 | 農家からの被害情報収集及び被害防止対策営農指導を行う。 |
| 曾於市有害鳥獣捕獲隊 | 有害鳥獣関連の情報提供及び有害鳥獣捕獲の実施を行う。 |
| 大隅地域振興局農林水産部 | 有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止対策の指導を行う。 |
| たからべ森の学校 | ジビエ利活用に向けた情報提供 |
| 鹿児島県鳥獣保護管理員 | 有害鳥獣の生息情報の提供 |
| 曾於警察署 | 銃器使用に関する狩猟者への指導及び狩猟事故防止に関する情報提供を行う。 |
| 大隅森林管理署 | 国有林に関する情報の提供と鳥獣保護に関する業務を行う。 |

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---------|--|
| 鹿児島県 | 有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止対策・技術の情報提供、その他必要な連携を図る。 |

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| |
|---------------------------|
| 設置年月日：平成29年6月30日（民間隊員未設置） |
| 構成：市職員4人（うち狩猟免許保持者2人） |
| 活動内容：捕獲, 被害調査 |

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状

- 況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

関係機関・団体が行う座談会・地区別説明会や市広報誌などにおいて、農作物残さの適正処理、荒廃農地の解消の普及・啓発を行うことで、耕作地周辺における鳥獣の出没を減らす環境整備を図る。また電気柵（侵入防止柵）の設置・管理指導を行うとともに、市広報誌等において、耕作を行わない市民に対しても有害鳥獣被害への理解を深めるための普及・啓発を行う。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策について、曾於市有害鳥獣被害防止対策協議会が中心となって関連行政機関と連携し、情報交換会等を開催する。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

| 計画作成年度 | 公表年月日 |
|---|------------------------------------|
| 平成 20 年 平成 21～23 年度（1 期） | _____ |
| 平成 23 年 平成 24～26 年度（2 期） | _____ |
| 平成 26 年 平成 27～29 年度（3 期） | _____ |
| 平成 29 年 平成 30～令和 2 年度（4 期） | _____ |
| 令和 2 年 令和 3～令和 5 年度（5 期） 令和 6 年 2 月（変更） | 令和 3 年 4 月 12 日 令和 6 年 2 月 22 日 |